

国立感染症研究所における物品購入等に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国立感染症研究所（以下、「当所」という。）の職員等が行う競争的研究資金の物品購入等に係る不正な取引に加担、協力または不正な取引を誘引した業者について、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2条 取引停止とは、当所が、業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止処分業者)

第3条 国立感染症研究所長（以下、「所長」という。）は、次の各号のうち、いずれかに該当する業者（以下、「不正業者」という。）について取引停止を行うものとする。

- (1) 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力または誘引した業者
- (2) 架空の取引により、研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した業者
- (3) (1)および(2)以外で研究費を不正運用する取引に加担、協力または誘引した業者

(取引停止の措置)

第4条 所長は、業者が前条各号のいずれかに該当する場合には、当該不正業者について取引停止を行うものとする。

- 2 取引停止期間については、所長が決定するものとする。

(取引停止期間の変更)

第5条 所長は、不正業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について短縮することができる。

- 2 所長は、取引停止期間中の不正業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

(不正業者への通知)

第6条 所長は、第4条または第5条の規定により取引停止または取引停止期間の変更を行う場合には、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

(他機関で取引停止措置要件が生じた場合の取扱)

第7条 所長は、業者が他の研究機関等から取引停止措置等を受けた場合、諸事情を総合的に勘案し、この要領の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができる。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は所長が行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。